



米国財務省



米国国務省



米国沿岸警備隊

海事産業、エネルギーおよび金属セクター、ならびに関係者への制裁勧告

発出日： 2020年5月14日

表題： 不正海運および制裁回避慣行対処に関するガイダンス

米国国務省、米国財務省の外国資産管理局（OFAC）、および米国沿岸警備隊は、海事産業ならびにエネルギーおよび金属セクターにおいて貿易に従事または関与する関係者に対し、不正海運および制裁回避に関連する現行および新たな動向に対処するためのさらなる情報およびツールを提供するために本勧告を発表する。本勧告は、イラン、北朝鮮、およびシリアを中心とする制裁回避、密輸、犯罪活動、テロ活動への便宜供与、および大量破壊兵器（WMD）拡散を防止するために民間セクターと協働することへの米国政府のコミットメントを反映している。附属書 A および B と共に本勧告は、2018年2月23日および2019年3月21日に OFAC が公表した北朝鮮関連海運勧告、2019年9月4日に OFAC が公表したイラン関連海運勧告、ならびに2018年11月20日および2019年3月25日に OFAC が公表したシリア関連海運勧告を更新しかつ拡大する。後日、OFAC は以前の海運勧告に掲載された船舶リストに関連するものを含めて本勧告の更なる更新を公表する可能性がある。

本勧告では制裁リスクが議論され、かつ普通よく行われている人の目を欺く海運慣行、ならびにデュー・デリジェンスおよび制裁コンプライアンス方針および手順をさらに適合化させることを支援するための一般的なアプローチに関する情報が含まれている。本勧告は、主に以下の船舶所有者、管理者、運用者、ブローカー、船舶雑貨商、船籍登録機関、港湾運営業者、船会社、貨物取扱会社、分類サービス業者、商品取引業者、保険会社、および金融機関などに対するガイダンスを提供することを意図している^{1,2}。本勧告には、制裁を回避す

¹ 本勧告は主に制裁リスクに対処するものであるが、米国金融機関は、連邦行政規則（CFR）31巻10章の疑わしい活動の報告義務に従い、取引が事業目的または明らかに合法的な目的のためでないか、あるいは特定の顧客が通常従事することが予想される類のものではないことを金融機関が知っているか、疑っているか、または疑う理由があり、かつ当該金融機関が当該取引の背景および可能な目的を含む入手可能な事実を調査した後に、当該取引に関する合理的な説明を思いつかない場合は、当該金融機関は疑わしい活動報告（SAR）を提出すべきであることを承知しておく必要がある。CFR31巻1020.320条、1021.320条、1022.320条、1023.320条、1024.320条、1025.320条、1026.320条、1029.320条、および1030.320条参照。

るために使われている人の目を欺く慣行に関する最新情報、ならびに上記に列挙されている特定の海事セクターで活動する団体がリスクに基づく制裁コンプライアンス・プログラムの一部として採用することを考慮したいと願う方針と手順の両方が含まれている。

民間セクター団体は、それぞれの制裁リスクを適切に評価し、必要に応じて自己のコンプライアンス・プログラムの中で特定されるいかなるギャップに対処できるコンプライアンス管理を実施することが重要である。このことは、当該団体が、潜在的に制裁対象になりうる輸送関連行為が頻繁に行われている地域を含む高リスクと判断される地域に近いところまたはその地域内で操業するときは特に重要となる。米国はまた、エネルギーおよび金属セクターにおいて、原油、精製油、石油化学製品、鉄鋼、鉄、アルミニウム、銅、砂利、および石炭の貿易を含む貿易サプライチェーンに関与する団体および個人は、本勧告を検討し、必要または望ましいとみなされる適切な措置をとることを奨励する。

人の目を欺く海運慣行

世界の貿易の約 90 パーセントは海運に関与している。悪意がある人物は自らの利益のために世界のサプライチェーンを悪用する新たな方法を常に追い求めている。以下のリストはすべてを網羅したものではないが、イラン、北朝鮮、およびシリアに関連する制裁対象となりうる、または不正な海運貿易を容易にするために利用されているいくつかの戦術を要約している。海事セクターに関与する何らかの輸送または貿易を行う者は、制裁対象となりうる、または不正な活動に関与するリスクを制限するために、以下の戦術に対して引き続き警戒を怠ることのないようにし、高リスクをもたらすと判断される地域を通過する輸送物に関連するデューデリジェンスを高めることを推奨する。

1) 船舶の自動識別システム (AIS) を無効化または操作する

AIS は高周波数の電波を介して船舶の識別および航行・位置データを送信する国際的に義務付けられたシステムである。海上人命安全国際条約 (SOLAS) は、国際航海中の特定クラスの船舶がほとんど例外なく AIS の常時運用を義務付けている。安全性の問題上、時には AIS 送信を正当に無効化する場合があり、またその他送信状態が悪い状態も発生することがあるが、不正行為に関与する船舶もまた、自己の動きを覆い隠すために意図的に AIS トランスポンダーを無効にするか送信データを操作する場合がある。AIS データを操作する慣行を「スプーフィング」といい、船舶が異なる名称、国際海事機関 (IMO) 番号 (固有の 7 桁の船舶識別コード)、海上移動業務識別コード (MMSI)、その他の識別情報を放送することを可能にするものである。この戦術により、船舶の次の寄港地またはその航海に関する他の情報を隠すこともできる。

²本文書におけるガイダンスは包括的なもの、あるいは米国法に基づく要件を課すもの、またはその他適用される法律または規制に基づく何らかの特定要件に対処するものであるとは意図されておらず、またそのように解釈されるべきではない。

2) 物理的に船舶の識別情報を変更する

総トン数（GT）100 トンを超える旅客船および 300GT を超える貨物船は、船舶の船体あるいは船楼の目に見える場所に、船舶の名称と IMO 番号を表示することが義務付けられている。船舶の IMO 番号は、船舶の所有権や名称の変更ににかかわらず恒久的であるよう意図されている。不正活動に関与する船舶は多くの場合、船舶名や IMO 番号を塗りつぶして船舶の身元を不明瞭にし、異なる船舶になりすましてきた。

3) 貨物および船舶書類を改ざんする

特定の海運に関与する団体、受取人、物品、および船舶について、取引に関与する全ての当事者が理解することを担保するためには、完全かつ正確な船積書類が必要不可欠である。船荷証券、原産地証明書、請求書、梱包リスト、保険証書、および最後の寄港地のリストは、通常、輸送の取引に付随する書類の例である。当局では、制裁を回避する者は、石油化学製品、石油、石油製品、あるいは金属（鉄鋼、鉄）または砂利等の原産地を偽装するために、それらに関連する船積書類を改ざんしてきたことが分かっている。特定の書類（税関および輸出管理書類を含む）を改ざんすることは、ほとんどの国々において不法行為であり、かつ書類に規則違反があった場合には、その内容が検証されるまで輸送が保留される根拠となる場合がある。さらに、海事セクターに関与する輸送または貿易を行う者は、原産地が低リスクであると言われていたとしても、制裁回避のリスクが高いと判断される地域からの貨物であることが示唆または暗示される書類については、必要に応じてデューデリジェンスを実施することを推奨する。

4) 瀬取り（STS）

瀬取り（海上で船舶から別の船舶に貨物を積み替えること）は正当な目的で行われることもあるが、特に夜間の、あるいは制裁回避または他の不正行為のリスクが高いと判断される地域での瀬取りは、密かに積み替えられる石油、石炭、および他の資材の出荷地または目的地を隠すことにより制裁を回避するために頻繁に利用されている。

5) 航海上の規則違反

悪意がある人物は、迂回路、予定外の回り道、あるいは第三国での貨物の通過または積み替えを利用して、貨物の最終目的地または出荷地あるいは受取人を隠すことを試みようとする場合がある。通過または積み替えは世界の物品の動きの中においては一般的に行われているが、船籍登録管理会社、港湾運営業

者、海運業界団体、船舶所有者、運営業者、ならびに用船主、船長、および船員派遣会社を含む民間セクター団体は、必要に応じて、通常の商慣行から逸脱する航路および目的地を精査することを奨励する。

6) 虚偽船籍およびフラッグホッピング（次から次へと船籍を変えること）

悪人たちは不正貿易を覆い隠すために船籍を改ざんすることがある。また探知を回避するために繰り返し新しい旗国に登録する（「フラッグホッピング」）こともある。民間セクターは、登録簿から削除された（即ち「登録解除」）後でもその国の船籍を使用し続ける船舶所有者または管理者がいる場合、適切な認可なしに特定の船籍を主張する船舶が発生する場合、または船舶がフラッグホッピングに相当するような疑わしきやり方で短期間に頻繁に船籍を変更した場合等を意識し、それらを管轄当局に報告することを推奨する。

7) 複雑な所有権または管理

国際海運は本質的に複雑であり、政府および民間セクター団体との複数回にわたる相互のやりとり が関与している。悪人たちは、とりわけ制裁または他の執行措置を回避するために、貨物または商品の究極的な受益所有者を隠ぺいするために、ペーパーカンパニーおよび/または多くのレベルの所有権および管理を絡ませることを含む複雑な事業構成の使用を通してこの複雑さを利用しようと試みている。悪人たちはまた、会社の所有権または管理あるいは使用される国際安全管理コード（ISM）管理会社を繰り返し変更するパターンに関与することもある。民間セクター団体が、取引における真の利害当事者を合理的に特定することができない場合は、そのような取引が制裁対象となりうるものではない、または不正ではないことを担保するために更なるデューデリジェンスを実施することを勧める。

制裁回避を効果的に特定するための一般的慣行

業界関係者が自己のリスク評価に基づいて適切なデューデリジェンスおよびコンプライアンス・プログラムを実施する上において、不正なまたは制裁対象となりうる行動を示唆するような危険信号および他の異常に対処するための商慣行を引き続き採用することを奨励する。以下に詳述することは、潜在的な制裁回避をより効果的に特定するために役立つものである。しかしながら、それらは、包括的なもの、あるいは米国法に基づく何らかの要件を課すもの、またはその他適用される法律または規制に基づく何らかの特定要件に対処するものであるとは意図されておらず、またそのように解釈されるべきではない。

1) 制裁コンプライアンス・プログラムを制度化する

民間セクター団体は、必要に応じて、自己の制裁リスクを評価し、制裁コンプライアンスを実施し、これらのプログラムを最も良く実行するために、人員に対して訓練およびリソースを提供することを推奨する。当該団体は、取引先、パートナー、子会社、および関連会社とのコミュニケーションを図り、地元の適用可能な要件に合致する方法でコンプライアンス期待度を明確にすることを勧める。

必要に応じて、民間セクター団体は、文書化された標準実施コンプライアンス方針、手順、行動規範、およびセーフガードを引き続き作成、実施、順守することを推奨する。これらのコンプライアンス・プログラムは、制裁対象となりうる行為に従事することは事業または雇用の即時終了の理由となることを制度化しうるものであり、あるいは当該行為に関連する潜在的リスクを十分に低減する適切な管理が採用されていることを判断するものとなる。さらに、不正行為を開示する従業員は報復から守られること、疑わしい、実際の不正な、または制裁対象となりうる行為を報告するための機密のメカニズムが存在するということは、コンプライアンスの最優良事例である。適切な範囲内で、民間セクター団体は、制裁コンプライアンス・プログラムを継続的に改善する手段として、資格ある第三者にそれを定期的に監査してもらうことを勧める。

さらに、制裁コンプライアンス・プログラムには、船舶所有者、管理者、用船主、および運用業者を含むがこれらに限定されない取引先に対して、それらの取引先が内部のリスク評価に対応する十分かつ適切なコンプライアンス方針を有していることに対する期待を伝達することが含まれる。民間セクター団体は自己においてそうすることに加えて、必要な場合は、取引先に対して、それらの取引先が、1) 該当する場合は、米国および国際連合（UN）制裁に準ずる活動を行うこと、2) 例えば直接採用、契約業者、およびスタッフなどの人員により独自の制裁方針が実施されかつ遵守されていることを担保するために十分なリソースを確保していること、3) 該当する場合は、子会社および関連会社が関連方針を遵守することを担保すること、4) AIS を監視するための関連統制が実施されていること、5) 高リスクをもたらすと判断される地域での貨物の積み入れまたは積み出しを検査し評価する統制が実施されていること、6) 必要に応じて、船荷証券の真正性を評価する統制を備えていること、および 7) 本勧告に合致する統制が実施されていることに対する期待を伝達することを奨励する。

2) AIS の最優良事例および契約要件を設定する

AIS の操作および中断は不正なまたは制裁対象となりうる活動を示唆している可能性がある。海事産業の団体は各々のリスク評価に基づき船舶の履歴を調査して過去の AIS 操作を特定すること、および貨物輸送中の AIS の操作および無作動を監視することを考慮するよう勧める。必要に応じて、海事産業の参加者、船籍登録機関、ならびに船舶所有者、用船主、および管理者と取引をする保険会社および金融機関を含むその他の民間セクター団体は、特に制裁回避のリスクが高いと判断される地域においては、当該取引が行われている間中は SOLAS に準じて AIS の持続的放送を促進すること奨励する。

附属書 A の中で言及されている産業を含む民間産業は、問題のある船舶が関与する新規契約を締結する前に、または進行中の業務に従事するときは、AIS トランスポンダー操作の兆候および報告を調査することを奨励する。金融機関はリスクに基づくアプローチに従ってこのような行為を評価し続け、また、必要に応じて、海事産業の顧客、特に制裁回避のリスクが高いと判断される地域で操業する船舶を所有し、運用し、および/またはそのような船舶にサービスを提供する顧客に対して、関連する統制を実施することができる。サービス提供者は、不法な理由で AIS を無効化または操作することを、契約の終了または調査の根拠とし、不正なまたは制裁対象となりうる行為が特定された場合はサービスまたは契約の終了に繋がり得るように契約を修正することを勧める。さらに、当事者は、貨物を SOLAS に準じて AIS を放送していないか、あるいは不法な理由による操作または終了を示す AIS 履歴を持つ顧客船舶に貨物を積み替えることを禁止する契約文言を組み込むよう考慮することを勧める。

さらに、港湾監督当局および船舶交通サービス当局は、それぞれの管轄区に入港および出港するタンカーおよびばら荷コンテナに対して AIS 放送を維持する要件を繰り返し告げることを奨励する。船舶が SOLAS に準じて AIS 履歴を説明することができない場合は、港湾当局は当該船舶の活動が制裁対象となりうるものではなく、不正ではないことを担保するために調査を考慮することを勧める。不正であると判断された場合は、当該港湾当局は当該船舶がその港湾に入港することを禁止するか、他の適切な措置を講じるよう考慮することを勧める。

3) 取引の全期間を通して船舶を監視する

必要に応じて、船舶所有者、管理者、および用船会社は、それぞれのリスク評価に従って、第三者にリースされているものも含めて船舶を継続的に監視することを奨励する。これには AIS を船舶長距離識別追跡 (LRIT) で補い、当該団体のリスク評価からの情報に基づく周波数で定期的に LRIT 信号を受信することも含まれ得る。制裁回避のリスクが高いと判断される地域の港湾当局は、リスク低減戦略として、その操業地域内で LRIT を使用する船舶を監視するよう考慮することを勧める。船舶所有者および管理者は、高リスクと判断される地域で瀬取りを行う船舶運用業者間で一般的に行われている人の目を欺く慣行への意識を高めるよう考慮することを勧める。このような瀬取りの前に、船舶運用業者は他方の船舶の名称、IMO 番号、船籍を検証し、かつ現在 AIS が放送されていることを検証するよう考慮することを勧める。危険信号を特定する一環として、業界関係者は、同一の受益所有者が管理する会社間で船舶の所有権が移転されていて、かつ当該移転には正当な目的が一切認められないような状況を探すことを勧める。

4) 顧客と取引先を知る

船籍登録機関、保険会社、金融機関、管理者、および用船主は、必要に応じてリスクに基づくデューデリジェンスを引き続き実施すべきである。このデューデリジェンスには各顧客の受益所有者の名前、パスポート ID 番号、住所、電話番号、E メールアドレス、および写真付き身分証明書のコピーを管理することが含まれ得る。例として、法的団体が船籍による船舶の登録を求める場合、または船舶の保険または融資を求める場合は、各当事者は、必要に応じてかつリスクに基づき、当該船舶の究極的な受益所有者に関する書類を要請し、かつそれを上記の書類により検証することができる。

5) サプライチェーンのデューデリジェンスを実施する

必要に応じて、海事サプライチェーンにまたがる輸出業者および団体は、取引の受取人および取引相手が、イラン石油または北朝鮮原産の石炭など制裁を発動させ得る商品を出荷または受領しないよう担保するために、関連する適切なデューデリジェンスを実施することを奨励する。また、特に高リスク地域で瀬取りを行う船舶の出荷地の検証と受取人検査ができる統制を導入するよう考慮することを勧める。必要に応じて、輸出ライセンス（該当する場合）および貨物の出荷地または目的地を 特定する船荷証券を含む完全かつ正確な出荷書類のコピーを要請することを考慮すべきである。

必要に応じて、民間セクターの海事団体は、取引の船舶、貨物、出荷地、目的地、および当事者を 含むその航海の詳細を審査することを奨励する。特に、内部のリスク評価に則して、当事者は、その物品が当該書類に掲載されている港湾に配達され、不正なまたは制裁回避のスキームで進路変更されていないことを実証するために、関連書類を審査することを奨励する。

6) 契約文言

産業の参加者は、海事産業における商取引、金融、および他の事業関係に関連する契約の中にこれらの最優良事例を組み込むことを奨励する。

7) 業界情報共有

制裁コンプライアンス・プログラムの成功は、挑戦課題、脅威、およびリスク低減措置について業界全体の意識を助長することにしばしば依存している。国務省、OFAC、および米国沿岸警備隊は、業界団体が会員に関連情報を提供し、かつ適用可能な法律および規制に準じてそれをパートナー、他の会員、および同僚と広範に共有することを奨励するよう勧める。例として、船主責任相互保険（P&I）クラブの保険会社が不正なまたは制裁対象となりうる活動あるいは制裁回避の新しい戦術に気付いた場合は、必要に応じて、必要ならば第三者とは共有できない個人情報情報を削除して、他の P&I クラブに通知するよう考慮することを勧める。同様に、船舶

所有者およびクラブは、必要な場合には監督当局を通して協働し、情報を金融業界と共有することを奨励する。かつ船籍管理会社は、IMO および登録情報共有盟約の当事者に情報を定期的に伝えるべきである。

追加リソース

追加リソースに関しては、当事者はこれらのトピックについて OFAC および UN から出された過去のガイダンスを参照することを推奨する³。米国は、すべての利害関係者は

https://public.govdelivery.com/accounts/USTREAS/subscriber/new?topic_id=USTREAS_61 で OFAC 制裁の最新情報のための登録をすることを奨励する。また、国務省の対脅威金融制裁課からの定期的最新情報のための登録を <https://www.state.gov/subscribe-to-sanctions-alerts/> で行うか、sanctions@state.gov 宛てに E メールで当部門に問い合わせることができる⁴。

米国制裁規則違反の可能性の開示を含む、OFAC の制裁規定および要件に関する更なる質問または懸念事項については、OFAC の遵守ホットライン 1-800-540-6322 まで、または OFAC_Feedback@treasury.gov 宛てに問い合わせることが望ましい。当事者はまた、特定の OFAC ライセンスの要求を <https://licensing.ofac.treas.gov/Apply/Introduction.aspx> のウェブサイト上で提出できる。

北朝鮮に対する国連安全保障理事会の制裁を執行する国際的取組みを支援するために、米国国務省の正義への報酬(RFJ)プログラムは、北朝鮮および北朝鮮の制裁回避のための不正海運活動、資金洗浄、サイバー犯罪、および WMD 拡散を含む行為を支援する特定の活動に従事する者の金融メカニズムの崩壊に繋がる情報に対して最高 500 万ドルの報酬を提供している。詳しい情報、または内報の提出については、https://rewardsforjustice.net/english/about-rfj/north_korea.html を訪れることが望ましい。

RFJ プログラムはまた、イランのイスラム革命防衛隊(IRGC)および IRGC-コッズ部隊(IRGC-QF)を含むその支部の金融メカニズムの崩壊に繋がる情報に対しては最高 1,500 万ドルの報奨を提供している。特別指定国際テロ組織であり、また 2019 年 4 月に米国政府に外国テロ組織に指定された IRGC は、世界中で数多くのテロ攻撃および活動を資金援助してきている。IRGC-QF は、ヒズボラやハマスのような過激派グループを介してイラン国外のテロリスト活動を支援している。詳しい情報、または内報の提出については、<https://rewardsforjustice.net/english/irgc.html> を訪れるのが望ましい。

³ 海事セクターのための UNSC 制裁コンプライアンス、2015 年 1 月 <<https://undocs.org/S/2015/28>>。

⁴ 対脅威金融制裁課のウェブサイトはここにある。<<https://www.state.gov/economic-sanctions-policy-and-implementation/>>。

IMO 番号の確認については、<https://gisis.imo.org/Public/SHIPS/Default.aspx> で IMO の IMO 番号データベースで調べることができる。船舶の登録解除またはその他の措置を報告するには、IMO（または IMO の指示で IMO データベースを更新する IMO 指名の民間機関）に直接問い合わせるのが望ましい。



附属書 A：海事産業における制裁コンプライアンスの取組みを支援するための
追加ガイダンスおよび情報

米国国務省、米国財務省の外国資産管理局（OFAC）、および米国沿岸警備隊は、米国の法域に属する人物とともに、米国または米国人との取引またはそれらが関与する取引を行う外国人は、制裁コンプライアンスに対してリスクに基づくアプローチを採用することを強く勧める。このアプローチには、かかる人物の特定ビジネスモデルの制裁コンプライアンス・プログラムの作成、実施、および定期的な更新が含まれ得る。各々のリスクに基づく制裁コンプライアンス・プログラムは、会社の規模および複雑さ、製品およびサービス、顧客および取引先、ならびに地理的所在地を含むさまざまな要因により変わってくるが、実施される各プログラムは、（1）経営者のコミットメント、（2）リスク評価、（3）内部統制、（4）試験と監査、および（5）訓練、という少なくともコンプライアンスの5つの必須構成要素に基づくものであり、それらを組み込んだものになるべきである。詳細については *OFAC コンプライアンス・コミットメントに関する枠組み参照* のこと。

下記に記載されているのは、海事産業に従事する組織が効果的な制裁コンプライアンス・プログラムを、これらの5つの構成要素に準じて作成および実施する上で支援することを意図したものである。具体的には、本附属書では以下に関するガイダンスおよび情報を提供する。

- 海上保険会社 – 9 ページ目
- 船籍登録管理者 – 11 ページ目
- 港湾監督当局 – 13 ページ目
- 海運業界団体 – 14 ページ目
- 地域的および国際的商品取引会社、供給会社、およびブローカー会社 – 15 ページ目
- 金融機関 – 17 ページ目
- 船舶所有者、運用業者、および用船主 – 18 ページ目
- 船級協会 – 20 ページ目
- 船長 – 22 ページ目、および
- 船員派遣会社 – 23 ページ目。

各組織は、各々のリスクを評価し、本ガイダンスに含まれている適切と見なされる要素を採用すべきである⁵。

⁵本ガイダンスは包括的なもの、あるいは米国法に基づく要件を課すもの、またはその他適用される法律に基づく何らかの特定要件に対処するものであるとは意図されておらず、またそのように解釈されるべきではない。その唯一意図するところは、海事産業で活動する会社

海上保険会社へのガイダンス

海上保険会社は制裁リスクを評価し低減する上で適切なものとして以下のデリジェンス慣行を実施するよう考慮することを勧める。

- 自動船舶識別装置（AIS）送信を監視し、被保険船舶が以下の事態に関与した場合は、その発生を調査する：「海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS）に準じていない長時間にわたる非送信、航路から疑わしい逸脱がある航行（例、安全でない港、極端な悪天候、または緊急事態等の航路から外れる正当な理由が見当たらない変更）、SOLAS に準じないで AIS のスイッチを切るパターン、および SOLAS に準じた AIS 送信をしていない船舶へのまたはその船舶からの取引への従事。
- 潜在的な違法活動に従事している船舶、および制裁回避のリスクが高いと判断される地域で操業する船舶の AIS 履歴を評価するデューデリジェンス手続きを、保険適用前補償提示書および保険金請求提示書の中を含める。両者とも不正活動への関与を示唆するものとなり得るものであり、当該船舶の航海、用船契約、所有権、その他の要因をさらに調査する必要があると得る。
- 船舶所有者、供給業者、購入者、用船主、および船舶管理者に保険補償を提供する保険業者は、かかる当事者が所有または管理するすべての船舶の AIS 履歴を調査することができるよう担保する。保険業者はさらに、SOLAS に準じていない AIS トランスポンダー操作のいかなる兆候も危険信号と見なされ得ること、および契約締結前に、サービス提供を継続する前に、またはかかる船舶に関わる他の活動に従事する（当該船舶の活動に関連する金融取引に従事することを含む）前に調査され得ることを顧客に伝えるよう考慮することを勧める。
- SOLAS に準じていない AIS の無効化または操作は当該保険業者による当該船舶の活動を調査する根拠となり得ること、およびその結果保険の解約になり得ることについて契約文言を組み込み、かつ顧客にその旨を明白に通知する。
- SOLAS に準ずる AIS を放送していない船舶、または SOLAS に準じていない AIS トランスポンダー操作の履歴がある他の船舶を持つ顧客への、またはそのような顧客からの貨物の積み替えを禁止する契約規定を組み込む。
- 不正行為に関連して船舶の保険の拒絶またはサービスの取消しがあった場合は、法規制当局/監督当局、他の保険業者、商用データベース、国際海事機関（IMO）、および妥当な場合は、国際連合（UN）安全保障理事会 1718 委員会専門家パネル（UN DPRK 専門家パネル）に知らせる。

が、リスクに基づくコンプライアンス・プログラムの一部として、制裁対象となる可能性を評価する上で考慮に入れたいと思う情報を当該会社に提供することにある。

- 関連する米国または国連制裁に準じていない活動は、事業の即時終了の原因となり得ること、および実施されるデューデリジェンス書類および所有権構成に関する情報を明らかにする登録書類は、当該保険業者の裁量により、関連する米国政府および/または国連機関に送られる場合があることを登録者（船舶所有者を含む）に知らせる。
- 必要に応じ、かつ適用可能な法律および規制により許される範囲内で、デューデリジェンス書類（例、船籍登録に関する登録書類）には、制裁回避または違反のリスクが高いと判断される地域に近いところで操業する船舶に関する当該船舶のすべての**個々の**所有者のパスポートのカラーコピー、名前、事業所および自宅住所、電話番号、Eメール、ならびに当該個々の船舶所有者が所有する全ての船舶の名称および IMO 番号が含まれる。必要な場合は、当該船舶が違法活動を行う場合は、適用可能な法律および規制が許す範囲で、当該保険業者および再保険業者は個人情報（PII）を監督当局と共有する旨を PII を収集する用紙に含める。
- 海運ビジネスの手配には異なる法域の法律の対象となる当事者が関与するため、国際パートナーとは明白なコミュニケーションを担保する。米国および国連制裁体制下の関連制約およびその体制を遵守するために必要なステップについて明白に説明し、かつ海運業界に関与するすべての当事者に対し、それぞれのサプライチェーン内の他者と本勧告を共有することを奨励する。
- 米国財務省、国連、および米国沿岸警備隊から入手可能な情報と共に、船舶所在地履歴、船舶登録情報、および船籍情報等のデータをデューデリジェンス慣行に組み込む。

船籍登録管理者へのガイダンス⁶

船籍登録管理者は、制裁リスクを評価し低減する上で適切かつ役立つと判断される範囲内で以下のデリジェンス慣行を実施するよう考慮することを勧める。

- IMO の世界統合海運情報システム（GISIS） 船舶および企業明細書モジュールを通じた登録申請を受理する際には、各船舶の IMO 番号を検証する。IMO と船舶名が明白に一致しない場合は、当該船舶が登録される前にさらなる調査が行われ得る、また当該管理者は、過去の旗国に連絡して、当該申請および過去の登録解除の意図を確認すべきである。
- SOLAS 規定 X1-1/5 に準じて、過去に他国から当該船舶に発行されたすべての船舶履歴情報と共に、当該船舶が旗国行政機関の法域下にあった期間の船舶履歴情報のコピーを受信側の当該旗国行政機関に送信する。
- 登録を完了する前に、当該船舶履歴情報を審査し、現在の旗国に確認する。
- 石油、精製石油、石油化学製品、鉄鋼、アルミニウム、銅、他の金属、砂利、および石炭を輸送する船舶に、不正行為への関与を示唆し得るような SOLAS に準じていない AIS の無効化または操作のパターンがあるかどうかを判断するために、かかる船舶の AIS 履歴について調査する。SOLAS に準じていない AIS トランスポンダーの無効化または操作の何らかの兆候がある場合は危険信号と見なし、かかる船舶と他の活動に従事する前に完全な調査が行われるべきである。
- 制裁対象となりうるまたは不正な海運活動への関与に関連して登録を拒否された船舶、または登録を解除された船舶の名称および IMO 番号を、他の船籍登録機関、商用データベース、および IMO と共有する。そうすることにより、他の船籍登録機関が知ることができ、関連する米国および国連制裁に準じて措置を取ることができるようにする。北朝鮮関連の理由で登録拒否または登録解除があった場合は、国連 DPRK 専門家パネルに知らせる。
- 特に国連禁止活動の事例における取消証明書に記載されている船舶の登録解除の理由に注意する。
- AIS の無効化または操作の兆候がないかどうか AIS 送信を持続的に監視し、必要に応じて、長距離識別追跡（LRIT）を利用することによって AIS 追跡を補完する能力を獲得する。

⁶本ガイダンスは包括的なもの、あるいは米国法に基づく要件を課すもの、またはその他適用される法律に基づく何らかの特定要件に対処するものであるとは意図されておらず、またそのように解釈されるべきではない。

- SOLAS に準じていない疑わしい AIS の無効化および操作は調査される可能性があること、登録解除の事由となる可能性がある旨を全ての船舶および関連顧客に伝える。
- SOLAS に準じていない AIS の無効化または操作のパターンを特定するために、登録簿に記載された船舶の AIS 履歴を評価し、その後そのような船舶への船籍登録サービスを停止または拒否する。
- 了解覚書を介して登録情報共有盟約（現在リベリア、パナマ、およびマーシャル諸島により主導）に参加することを要請する。
- 制裁対象となりうるまたは不正な活動に潜在的に便宜を図ることになる船籍登録をした船舶の所有者および管理者に対して、国連および米国制裁の意味合いについての訓練およびセミナーを開催する。
- 携帯電話アプリを使って、または前旗国のウェブサイトアクセスすることによって、登録書類の真正性、有効性、または取り消しを容易に調べることができるようにするために書類の QR コードシステムまたはバーコード化の採用を考慮する。
- 船舶会社を定期的に調べ、当該船舶会社が依然として登録されているかどうかを判断する。こうすることにより当該会社が解散していないことを確認する。
- 船級協会と協力して、AIS 装置に緊急事態の際に無効化できるようにする SOLAS の要件の妨げにならないソフトロックを提供し、船舶識別および位置データの完全性を担保する。ソフトロックは、航海中に手動で変更することはできないが、安全上必要な場合、または緊急事態の場合は無効化できるようにする一方で、船級協会が義務付けられた毎年の装置検査の間に変更ログを調べ、当該データのいかなる操作も報告することができるようにする。
- 関連機関を利用して不正活動の可能性を旗国に報告してリスクの低減を図る。
- 所有者は、瀬取りに従事する可能性のあるすべての船長に対して、最初の航海の前に、関連制裁プログラムの海運に関する意味合いについて訓練を行うことを提案する。

- LRIT のスイッチが切られているか、その他無効化されていることを 24 時間以内に通知することを義務付け、かつかかる事態の調査を義務付ける。
- 制裁対象となりうるまたは不正な行為は旗の即時撤去の原因となること、およびその基礎にあるデューデリジェンス書類および所有権情報を明らかにする登録書類は、当該登録機関の裁量によりかつ適用可能な法律および規制に準じて、米国および関連国連機関に送られる場合があることを船舶の登録者および所有者に知らせる。
- 違法または制裁対象となりうる行動を暴露する従業員は報復から保護されるよう担保し、かつ疑わしいまたは実際の法律違反または制裁対象となりうる行為を報告するための機密メカニズムが存在することを担保する。
- 船舶所在地履歴、船籍登録情報、および船籍情報等のデータを、米国財務省、国連、および米国沿岸警備隊から入手可能な情報と共に、デューデリジェンス慣行に組み込む。
- 登録日現在において、SOLAS に準じていない AIS の無効化および操作ならびに違法行為は、登録解除および/または旗国の港に寄港することができることを含むサービスの拒否の根拠となる旨を規定する。さらに、登録解除の他の理由には、SOLAS に準じて AIS を放送していない顧客、または SOLAS に準じていない操作および無効化を示唆する AIS 履歴を持つ顧客への貨物の積み替えも含まれる。

港湾監督当局へのガイダンス⁷

港湾監督当局および関連税関当局は、制裁リスクを評価し低減する上で適切かつ役立つと判断される範囲内で、かつ現地の法律および規制に準じて以下のデューデリジェンス慣行を実施するよう考慮することを勧める。

- 入港する船舶に SOLAS で規定されているように AIS 放送を維持することを義務付ける。
- SOLAS に準じていない AIS の無効化または操作は不正活動の可能性を示唆するものであり、かつ監督当局により調査される可能性がある旨を、船長、管理者、およびその他を含む関連当事者に通知する。
- SOLAS に準じていない AIS の無効化または操作の履歴を持つ船舶の入港を拒否する。

⁷本ガイダンスは包括的なもの、あるいは米国法に基づく要件を課すものまたはその他適用される法律に基づく何らかの特定要件に対処するものであるとは意図されておらず、またそのように解釈されるべきではない。

- 船荷証券を審査し貨物の出荷地を確認する。制裁回避のリスクが高いと判断される地域からの石油、石油化学製品、燃料、および金属を明確に記載している船荷証券については特にデューデリジェンスにより審査されるべきである。
- イラン、北朝鮮、およびシリアに向かう製品またはそれらの国からの製品が関与する輸送に係る取引を処理する個人および団体に関する貨物の出荷地を特定する船荷証券を含む出荷書類の完全さおよび正確さを要求し、かつ審査する。一般的にそうであるように、かかる出荷書類には、船舶、貨物、出荷地、目的地、および当該取引の当事者を含むその基礎にある航海についての詳細が反映されているべきである。上記の地域またはその他の地域に関連しているかを問わず、出荷書類が操作されていることが示されているものはすべて不正活動の可能性の危険信号であり得るので、サービスが提供される前に完全に調査されるべきである。
- 違法または制裁対象となりうる行動を暴露する当該港湾監督当局の従業員は報復から保護されていることを担保し、かつ疑わしいまたは実際の法律違反または制裁対象となりうる行為を報告するための機密メカニズムが存在することを担保する。
- 船舶所在地履歴、船籍登録情報、および船籍情報等のデータを、米国財務省、国連、および米国沿岸警備隊から入手可能な情報と共に、デューデリジェンス慣行に組み込む。
- 北朝鮮を支援する不正海運活動、資金洗浄、制裁回避、サイバー犯罪、または大量破壊兵器（WMD）拡散を含む特定の活動に従事する者の金融メカニズムの崩壊に繋がる情報に対して、最高 500 万ドルの報酬を提供している正義への報酬プログラム(RFJ)を通して提供されている報奨についての情報を配布する。詳しい情報、または内報の提出については、www.rewardsforjustice.net を訪れるか、northkorea@dosinfo.com に Eメールするのが望ましい。
- イランのイスラム革命防衛隊(IRGC)および IRGC-コッズ部隊(IRGC-QF)を含むその支部の金融メカニズムの崩壊に繋がる情報に対して RFJ プログラムから提供されている最高 1,500 万ドルの報奨についての情報を配布する。詳しい情報、または内報の提出については、<https://rewardsforjustice.net/english/irgc.html> を訪れるのが望ましい。

海運業界団体へのガイダンス⁸

⁸本ガイダンスは包括的なもの、あるいは米国法に基づく要件を課すものまたはその他適用される法律に基づく何らかの特定要件に対処するものであるとは意図されておらず、またそのように解釈されるべきではない。

海運業界団体は、制裁リスクを評価し低減する上で適切かつ役立つと判断される範囲内で以下のデューデリジェンス慣行を実施するよう考慮することを勧める。

- 世界的に行われている人の目を欺く海運慣行への意識を高め、かつ会員が不正海運活動に関与するリスクを低減することができる方法を特定することができるように、本勧告を普及する、またはこれらの問題に対処する自己の勧告を作成し、それを会員に提供する。
- 業界にまたがる配布物の中で、特に石油および石油製品の輸送に関連する不正活動に関する定期的な事例研究および最新情報を提供する。

地域的および国際的商品取引、供給業者、およびブローカー会社へのガイダンス⁹

地域的および国際的商品取引、供給業者、およびブローカー会社は、制裁リスクを評価し低減する上で適切なものとして以下のデューデリジェンス慣行を実施するよう考慮することを勧める。

- 特に瀬取りを介する制裁回避のリスクが高いと判断される地域における船舶の場合は、用船顧客の AIS 送信を監視する。
- 過去 2 年間で SOLAS に準じていない AIS の無効化または操作のパターンがある船舶を特定し、そのような船舶を引き続き使用する顧客との事業関係を終了する可能性を考慮する。
- 「AIS のスイッチを切る」条項を組み込んだ契約文言を用船顧客との間で採択し、当該用船顧客の SOLAS に準じていない AIS の無効化または操作が複数回に及ぶパターンが実証された場合は、契約を解除できるようにする。
- AIS を送信していない船舶への貨物の積み替えを、SOLAS に準じていないという理由で禁止する契約文言を組み込む。
- 商品取引が当初の契約下で概説されているとおりに実施されているかどうかを監視するメカニズムを組み込む契約規定を採用する。

⁹本ガイダンスは包括的なもの、あるいは米国法に基づく要件を課すものまたはその他適用される法律に基づく何らかの特定要件に対処するものであるとは意図されておらず、またそのように解釈されるべきではない。

- 瀬取りが関与する取引においては、取引当事者は関与するすべての船舶の IMO 番号を記録するよう努め、かつ船舶ログおよび貨物原産地証明書を審査し、問題の当該商品の関連保管移行過程について確証を得る。
- イラン、北朝鮮、またはシリアの港が関与する活動に関連する制裁リスクの可能性について顧客を敏感にさせる。
- 業界にまたがる配布物の中で、特に石油および石油製品の輸送に関連する不正活動に関する定期的な事例研究および最新情報を提供する。これには瀬取りに関する特定の北朝鮮関連の国連安全保障理事会決議規定とともに、北朝鮮関連の船舶は UNSCR 制裁監視を回避するために AIS を作動させる義務を意図的に無視しているという懸念を表明している UNSCR 2397 (OP 13) も含まれるべきである。
- 原油および精製石油、石油化学製品、ならびに金属を市場価格もよりかなり低い価格で購入することは不正行動を示唆する危険信号となり得ることを認識する。
- イラン、北朝鮮、またはシリアに向かう製品またはそれらの国からの製品が関与する可能性のある輸送に係る取引を処理する個人および団体の場合は、貨物の出荷地を特定する船荷証券を含む完全かつ正確な出荷書類を要求しかつ審査する。かかる出荷書類には、船舶、貨物、出荷地、目的地、および当該取引の当事者を含むその基礎にある航海についての詳細が反映されているべきである。出荷書類が操作されていることが示されているものはすべて不正行為の可能性の危険信号であり得るので、当該取引を継続する前に完全に調査されるべきである。
- 違法または制裁対象となりうる行動を暴露する従業員は報復から保護されていることを担保し、かつ疑わしいまたは実際の法律違反または制裁対象となりうる行為を報告するための機密メカニズムが存在することを担保する。
- 海運事業の手配には異なる法域の法律の対象となる当事者が関与するため、国際パートナーとはコミュニケーションを確実に行う。取引に関与する当事者に米国および国連制裁体制下の関連制約を説明することにより、より効果的な遵守を促進することができる。米国は、海運業界に関与するすべての当事者が、それぞれのサプライチェーンにおける他者と本勧告を共有することを奨励する。
- 米国財務省、国連、および米国沿岸警備隊から入手可能な情報と共に、船舶所在地、船舶登録情報、および船籍情報等の商用海運データを提供するいくつかの組織からのデータをデューデリジェンス慣行に組み込む。

- 契約日現在において、SOLAS に準じていない AIS の無効化および操作ならびに制裁対象となりうる行為は、契約解消ならびにサービスの廃止および拒否の根拠となる可能性を記載した契約文言を要求する。さらに、当事者は、SOLAS に準ずる AIS 放送をしていない顧客、または SOLAS に準じていない操作を示唆する AIS 履歴を持つ顧客への貨物の積み替えを禁止する契約文言を組み込むこともできる。

金融機関が海事産業顧客のリスクを評価するのに役立つ情報¹⁰

どのような顧客に対しても実施される顧客デューデリジェンス・アプローチと同様に、金融機関は、資金洗浄ならびにテロリストおよび拡散への資金供与と闘うことを目的とした適用可能な既存の米国の法律および規制に準じて適切なリスク低減措置を採用するために、海事産業の顧客に関しても自己内部リスク評価に依存すべきである¹¹。この遵守アプローチには、適用可能な場合、FinCEN の顧客デューデリジェンスおよび受益所有権要件などの、法律および規制で義務付けられている適切なデューデリジェンス方針および手順を含めることができる¹²。

¹⁰本情報は包括的なもの、あるいは米国法に基づく要件を課すものまたはその他適用される法律に基づく何らかの特定要件に対処するものであるとは意図されておらず、またそのように解釈されるべきではない。

¹¹31 CFR 1020.210 (銀行)、1021.210(カジノ)、1022.210(送金・両替サービス)、1023.210(証券)、1024.210(投資信託)、1025.210(保険)、1026.210(先物)、1027.210(貴金属)、1028.210(クレジットカード決済)、1029.210(ローンまたは貸付)、および1030.210(住宅政府支援機関)の特定金融機関タイプに適用される 31 CFR 1010.210 に設定されている反資金洗浄プログラム要件を参照。

¹²31 CFR 1020.220(銀行)、1023.220(証券)、1024.220(投資信託)、および 1026.220(先物) の特定金融機関タイプに適用される 31 CFR 1010.210 に設定されている顧客認識プログラム要件を参照。また 31 CFR 1010.230 に設定されている法的団体に関する受益所有権要件も参照。

金融機関がそのリスク評価の一部として考慮し得るリスク要因には以下のものがあるが、それらに限定されるものではない。

- 積み替えおよび瀬取りが発生しやすい商品および貿易回廊を特定し、かつ金融機関の海事産業顧客がそれらを利用する度合いを把握する。
- 提供するサービスのタイプや地理的展開を含む各々の顧客の事業の性質の評価結果。
- 新規船舶を取得した時期を含め、顧客の通常の事業慣行に合致しない取引に関する顧客活動。
- 顧客の資産にはブロックされる資産が含まれていないことを判断するための顧客の船舶の取得または販売。

船舶所有者、運用業者、および用船主へのガイダンス¹³

船舶所有者、運用業者、および用船主は、制裁リスクを評価し低減する上で適切かつ役立つと見なす範囲で以下のデューデリジェンス慣行を実施するよう考慮することを勧める。

- 必要に応じて、第三者にリースされる船舶を含めた船舶を継続的に監視し、また AIS は SOLAS に準じて持続的に作動しており、操作されていないことを確認する。当事者はまた、AIS に加えて LRIT を利用し、3 時間毎に LRIT 信号を受信することを考慮する。
- 特に貨物を輸送できる船舶で、かつ制裁回避に利用されると知られている瀬取り（例、石炭、石油および石油製品、ならびに石油化学製品）が発生しやすい船舶の AIS 送信を監視する。

¹³本ガイダンスは包括的なもの、あるいは米国法に基づく要件を課すものまたはその他適用される法律に基づく何らかの特定要件に対処するものであるとは意図されておらず、またそのように解釈されるべきではない。

- すべての船舶は AIS 操作が監視され、かつ SOLAS に準じていない AIS 無効化の事例があった場合は、調査され報告される旨を顧客に強調する。
- 過去 2 年間 SOLAS に準じていない AIS 操作のパターンがある船舶を特定し、そのような船舶を使用し続ける顧客との事業関係を終了する。
- すべての新規顧客の AIS 履歴を評価し、SOLAS に準じていない AIS 操作の履歴がある船舶とは取引することを拒否する。
- 「AIS のスイッチを切る」条項の形式で、船舶所有者、用船主および運用業者は、SOLAS に準じていない AIS 操作が複数回に及ぶパターンが実証されるいかなる顧客であっても、当該顧客との契約には業務を終了することができる契約文言を採用する。
- 可能な場所、可能な時に、港での引き渡しおよび受取り船舶の写真および/または港での受取人の写真を含む記録を保管し分析し、最終使用の検証を強化する。
- 業界にまたがる配布物の中で、特に石油および石油製品の輸送および用船に関連する不正活動に関して、定期的な事例研究および最新情報を提供する。これには瀬取りに関する特定の北朝鮮関連の国連安全保障理事会決議規定（UNSCR 2375, OP 11）とともに、北朝鮮関連の船舶は UNSCR 制裁監視を回避するために AIS を作動させる義務を意図的に無視しているという懸念を表している UNSCR 2397 (OP 13)も含まれるべきである。
- 取引先は、1) 該当する場合は、米国および国連制裁に準ずる活動を行うこと、2) 例えば直接採用、契約業者、およびスタッフなどの人員により独自の制裁方針が実施されかつ遵守されていることを担保するために十分なリソースを確保していること、3) 適用される範囲内で、子会社および関連会社が関連方針に遵守するよう担保すること、4) AIS を監視するための関連統制が敷かれていること、5) 高リスクをもたらすと判断される地域での貨物の積み入れまたは積み出しを検査し評価する統制が敷かれていること、6) 必要に応じて、船荷証券の真正性を評価する統

制を有していること、および 7) 本ガイダンスに準ずる統制が敷かれていることを含め十分かつ適切なコンプライアンス方針を持っていることが期待されている旨を、必要に応じ、適宜、取引先（例、船舶所有者、管理者、用船主、運用業者）に伝達する。

- 違法または制裁対象となりうる行動を暴露する従業員は報復から保護されていることを担保し、かつ疑わしいまたは実際の法律違反または制裁対象となりうる行為を報告するための機密メカニズムが存在することを担保する。
- 海運事業の手配には異なる法域の法律の対象となる当事者が関与するため、米国および国連制裁体制下の関連制約を取引に関与する当事者に伝えることにより、より効果的な遵守を促進することができる。米国は、海運産業に関与するすべての当事者が、本勧告を自己のサプライチェーンにおける他者と共有することを奨励する。
- 米国財務省、国連、および米国沿岸警備隊から入手可能な情報と共に、船舶所在地、船舶登録情報、および船籍情報等の商用海運データを提供するいくつかの組織からのデータをデューデリジェンス慣行に組み込む。
- 契約日現在において、SOLAS に準じていない AIS の無効化および操作ならびに制裁対象となりうる活動は、契約解消ならびにサービスの廃止および拒否の根拠となると記載した契約文言を要求する。さらに、当事者は、AIS を放送をしていない顧客、または SOLAS に準じていない操作を示唆する AIS 履歴を持つ顧客への貨物の積み替えを禁止する契約文言を組み込むこともできる。
- 北朝鮮を支援する不正海運活動、資金洗浄、制裁回避、サイバー犯罪、または大量破壊兵器（WMD）拡散を含む特定の活動に従事する者の金融メカニズムの崩壊に繋がる情報に対して、最高 500 万ドルの報酬を提供している正義への報酬プログラム(RFJ)を通して提供されている報奨についての情報を配布する。詳しい情報、または内報の提出については、www.rewardsforjustice.net を訪れるか、northkorea@dosinfo.com に Eメールするのが望ましい。
- イランのイスラム革命防衛隊(IRGC)および IRGC-コッズ部隊(IRGC-QF)を含むその支部の金融メカニズムの崩壊に繋がる情報に対して、RFJ プログラムから提供されている最高 1,500 万ドルの報奨についての情報を配布する。詳しい情報、または内報の提出については、<https://rewardsforjustice.net/english/irgc.html> を訪れるのが望ましい。

船級協会へのガイダンス¹⁴

船級協会は、制裁リスクを評価し低減する上で適切かつ役立つと判断される範囲内で以下のデューデリジェンス慣行を実施するよう考慮することを勧める。

¹⁴本ガイダンスは包括的なもの、あるいは米国法に基づく要件を課すものまたはその他適用される法律に基づく何らかの特定要件に対処するものであるとは意図されておらず、またそのように解釈されるべきではない。

- 可能であるときに、港での受取り船舶および/または受取人の写真を含む記録を保管し、最終使用の検証を強化する。
- 適切な範囲内で顧客熟知規則（KYC）のデューデリジェンス手段を採用する。
- イラン、北朝鮮、またはシリアの港が関与する活動に関連する制裁リスクの可能性について顧客を敏感にさせる。
- 業界にまたがる配布物の中で、不正活動に関する定期的な事例研究および最新情報を提供する。これには、特に石油および石油製品の輸送および用船に関連して、北朝鮮船籍の船舶との瀬取りに関する特定の国連安全保障理事会制裁および SOLAS に準じていない AIS の無効化または操作を、会社のウェブサイトの「利用規約」の中に含めるべきである。
- 制裁対象になりうる行為は事業の即時終了の事由になり得ること、その基礎であるデューデリジェンス書類/所有者情報が明らかとなる登録書類は、当該船級協会の裁量によりかつ適用可能な法律および規制に準じて米国および関連国連機関に送られる場合があることを船舶の登録者および所有者に知らせる。
- 取引先は、1) 該当する場合は、米国および国連制裁に準ずる方法で活動を行うこと、2) 例えば直接採用、契約業者、およびスタッフなどの人員により制裁方針が実行されかつ遵守されていることを担保するために十分なリソースを確保していること、3) 適用される範囲内で、子会社および関連会社が関連方針を遵守するのを担保すること、4) AIS を監視するための関連統制が敷かれていること、5) 高リスクをもたらすと判断される地域での貨物の積み入れまたは積み出しを検査し評価する統制が敷かれていること、6) 必要に応じて、船荷証券の真正性を評価する統制を有していること、および 7) 本ガイダンスに準ずる統制が敷かれていることを含め、十分かつ適切なコンプライアンス方針を持っていることが期待されている旨を、必要に応じ、適宜、取引先（例、船舶所有者、管理者、用船主、操業者）に伝達する。
- 必要に応じ、デューデリジェンス書類（例、船籍登録に関する登録書類）には、船舶のすべての**個々の**所有者のパスポートのカラーコピー、名前、事業所および自宅住所、パスポート番号および発行国、電話番号、および Eメール、ならびにかかる船舶所有者が所有する全ての船舶の名称および IMO が含まれていることを担保する。
- 違法または制裁対象となりうる行動を暴露する従業員は報復から保護されていることを担保し、かつ疑わしいまたは実際の法律違反または制裁対象となりうる行為を報告するための機密メカニズムが存在することを担保する。
- 海運事業の手配には異なる法域の法律の対象となる当事者が関与するため、米国および国連制裁体制下の関連制約を、取引に関与する当事者に伝えることにより、より効果的な遵守を促

進することができる。米国は、海運産業に関与するすべての当事者は本勧告を自己のサプライチェーンにおける他者と共有することを奨励する。

- 米国財務省、国連、および米国沿岸警備隊から入手可能な情報と共に、船舶所在地、船舶登録情報、および船籍情報等の商用海運データを提供するいくつかの組織からのデータをデューデリジェンス慣行に組み込む。

- 契約日現在において、SOLAS に準じていない AIS の無効化および操作ならびに制裁により禁止されている活動は、契約解消ならびにサービスの廃止および拒否の根拠となることを記載した契約文言を要求する。さらに、当事者は、AIS を放送をしていない顧客、または SOLAS に準じていない操作を示唆する AIS 履歴を持つ顧客への貨物の積み替えを禁止する契約文言を組み込むこともできる。

船長へのガイダンス ¹⁵

¹⁵本ガイダンスは包括的なもの、あるいは米国法に基づく要件を課すものまたはその他適用される法律に基づく何らかの特定要件に対処するものであるとは意図されておらず、またそのように解釈されるべきではない。

船長は、制裁リスクを評価し低減する上で適切かつ役立つと判断される範囲内で以下のデューデリジェンス慣行を実施するよう考慮することを勧める。

- SOLAS に準じた AIS 送信を一貫して放送することを含め、IMO が義務付けている AIS 規則を理解し、かつ甲板部士官がそれを承知していることを担保する。
- 不正海運に関連する IMO 配布のガイダンスに対する認識を訓練する。
- 自分が運航/船員管理をする船舶は AIS 無効化がないかを監視されており、AIS 無効化があった場合は調査される旨を船舶所有者におよび用船主に伝える。
- 船舶の AIS 履歴を調べ、当該船舶が不正活動に関与したことがあるかどうかを判断する。
- 制裁回避のリスクが高い地域で瀬取りを行う船長は、ブロックされた船舶または米国および国連により輸送が禁止されている貨物を運搬している船舶が虚偽の船舶名称または IMO 番号を使うことを含め、身元を隠すような人の目を欺くやり方を活用する可能性を認識していることを確認する。適切である範囲内で、船長は、かかる積み替えに従事する前に、船舶名、IMO 番号、および船籍を検証し終えていることを確認し、かつ当該瀬取りには正当な事業目的があることを確認すべきである。
- 北朝鮮を支援する不正海運活動、資金洗浄、制裁回避、サイバー犯罪、または大量破壊兵器（WMD）拡散を含む特定の活動に従事する者の金融メカニズムの崩壊に繋がる情報に対して、最高 500 万ドルの報酬を提供している正義への報酬プログラム(RFJ)を通して提供されている報奨についての情報を配布する。詳しい情報、または内報の提出については、www.rewardsforjustice.net を訪れるか、northkorea@dosinfo.com に Eメールするのが望ましい。
- イランのイスラム革命防衛隊(IRGC)および IRGC-コッズ部隊(IRGC-QF)を含むその支部の金融メカニズムの崩壊に繋がる情報に対して、RFJ プログラムから提供されている最高 1500 万ドルの報奨についての情報を配布する。詳しい情報、または内報の提出については、<https://rewardsforjustice.net/english/irgc.html> を訪れるのが望ましい。

船員派遣会社へのガイダンス¹⁶

船員派遣会社は、制裁リスクを評価し低減する上で適切かつ役立つと判断される範囲内で以下のデューデリジェンス慣行を実施するよう考慮することを勧める。

- 不正海運に関連する IMO 配布のガイダンスおよびそのガイダンスにある慣行は安全でないことの原因を認識していること、および自社の船員もそれを認識していることを担保する。
- 船員が運航することになる船舶は AIS の無効化および操作がないかを監視され、そのような事態は調査される旨を顧客に伝える。
- 予定される船舶の AIS 履歴を調べ、当該船舶が不正活動に関与している可能性があるかどうかを判断するのを助ける。
- 違法または制裁対象になりうる行動を暴露する従業員は報復から保護されていることを担保し、かつ疑わしいまたは実際の法律違反または制裁対象になりうる行為を報告するための機密メカニズムが存在することを担保する。
- 北朝鮮を支援する不正海運活動、資金洗浄、制裁回避、サイバー犯罪、または大量破壊兵器（WMD）拡散を含む特定の活動に従事する者の金融メカニズムの崩壊に繋がる情報に対して、最高 500 万ドルの報酬を提供している正義への報酬プログラム(RFJ)を通して提供されている報奨についての情報を配布する。詳しい情報、または内報の提出については、www.rewardsforjustice.net を訪れるか、northkorea@dosinfo.com に Eメールするのが望ましい。
- イランのイスラム革命防衛隊(IRGC)および IRGC-コッズ部隊(IRGC-QF)を含むその支部の金融メカニズムの崩壊に繋がる情報に対して、RFJ プログラムから提供されている最高 1500 万ドルの報奨についての情報を配布する。詳しい情報、または内報の提出については、<https://rewardsforjustice.net/english/irgc.html> を訪れるのが望ましい。

¹⁶本ガイダンスは包括的なもの、あるいは米国法に基づく要件を課すものまたはその他適用される法律に基づく何らかの特定要件に対処するものであるとは意図されておらず、またそのように解釈されるべきではない。



米国財務省



米国国務省



米国沿岸警備隊

附属書 B：海事産業に関連する北朝鮮、イラン、およびシリア関連制裁に関する情報¹⁷

北朝鮮

本セクションは、人物が米国政府の制裁対象となり得る根拠の包括的ではないリストを含む、海事産業に関連する北朝鮮関連の米国および国連制裁についての情報を提供する。また北朝鮮の人の目を欺く海運慣行に関する補足情報も提供している。全世界が対象となる本海事勧告の中にある他の文書と合わせ、本附属書は、本国際海事勧告の他の文書と併せて、2018年2月23日および2019年3月21日に米国財務省の外国資産管理局（OFAC）が公表した北朝鮮関連海運勧告を更新および拡大するものである。本情報は本勧告の日付現在最新のものであるが、当事者は、北朝鮮関連制裁プログラムについての包括的情報に関してOFACのウェブサイトを定期的にチェックすべきである¹⁸。後日、OFACは過去の海運勧告に掲載された船舶リストに関連するものを含め、本勧告の更なる更新を公表する可能性がある。OFACは、特定国籍業者および人物リスト(SDN リスト)上に、包括的、統括的、および検索可能な制裁対象人物のリストとともに、ブロックされた資産として特定されている船舶のリストも維持している¹⁹。

米国政府および国連の北朝鮮関連禁止行為

¹⁷本文書は説明のためだけのものであり、法的効力をもたない。本文書は法的権限、行政命令、または規制を補完または変更するものではない。

¹⁸OFAC、「北朝鮮制裁」、<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/pages/nkorea.aspx>。

¹⁹OFAC、「特定国籍業者および制裁対象人物リスト（SDN リスト）」、<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/sdn-list/pages/default.aspx>。

米国は、北朝鮮政府あるいは朝鮮労働党の財産または財産への利権に関与するあらゆる取引または交渉、ならびにほぼ全ての物品、サービス、および技術の北朝鮮向けおよび北朝鮮からの直接的・間接的な輸出入を全般的に禁止している²⁰。過去 180 日間に北朝鮮の港に寄港した船舶で外国人が利害を持っている船舶、および過去 180 日間に当該船舶と瀬取り（STS）を行った船舶で外国人が利害を持っている船舶は、米国の港に寄港することが禁止されている。米国人はまた、北朝鮮で船舶を登録すること、船舶に北朝鮮国旗を掲げるための認可を取得すること、北朝鮮船籍の船舶を所有し、賃貸し、運用し、保険をかけることを禁止されている。

関連する国連安全保障理事会決議（UNSCR）は、加盟国に、とりわけ、北朝鮮船籍のいかなる船舶も、それを所有、賃貸、運用すること、あるいはそれに船級分類、認証または関連サービスおよび保険を提供すること、関連 UNSCR が禁止する活動に関与したと加盟国が信ずる合理的根拠があるいかなる船舶でも、それに分類サービスを提供すること、および北朝鮮が所有、管理、または運用する船舶あるいは関連 UNSCR 禁止活動または禁止品目の輸送に関与したと加盟国が信ずる合理的根拠があるいかなる船舶でも、それに保険または再保険サービスを提供することを禁止するよう義務付けている²¹。さらに、加盟国は、北朝鮮の船舶が禁止品目を運搬していると加盟国が信じる合理的根拠を提供する情報がある場合は、かかる船舶への燃料補給または他のサービスの提供を禁止するよう義務付けられている。UNSCR はまた、限定的例外を条件として、国連安全保障理事会（UNSC）により入港禁止に指定されているいかなる船舶でもその入港を制限しており、あるいは一国の加盟国が、船舶は UNSC に指定されている人物または団体により所有、管理、または運用されていると信ずる合理的根拠を提供する情報を保有している場合は、その船舶の入港を制限している。

米国政府は、免除または認可なしに北朝鮮から米国への物品輸入を禁止している。一方、UNSCR は加盟国に対し、北朝鮮から以下を含む広範な物品の輸入を禁止するよう義務付けている：

- | | | |
|-----------------|-----------|-------------------------|
| ● 石炭 | ● 銀 | ● 機械 |
| ● 繊維製品 | ● チタン鉱石 | ● 電気設備 |
| ● 漁業権を含む
海産物 | ● 希土類金属 | ● マグネシアおよび
マグネサイトを含む |
| ● 鉄と鉄鉱石 | ● バナジウム鉱石 | ● 土や石 |
| ● 鉛と鉛鉱 | ● 彫像と記念物 | ● 木材 |
| | ● 食品と | |

²⁰これらの禁止事項は米国人による取引または米国内での取引に適用され、米国金融システムを通して処理されるもの、または米国金融システムに関与するものも含まれる。北朝鮮に関連する OFAC 禁止事項についての追加の詳細は www.treasury.gov/ofac を参照。

²¹すべての国連加盟国は、UNSCR に含まれる拘束力のある制裁措置を実施する義務がある。

北朝鮮関連 UNSCR は <https://www.un.org/securitycouncil/sanctions/1718> の 1718 制裁委員会のウェブサイトで見ることができる。

- 銅
- ニッケル
- 農産物
- 亜鉛
- 金
- 通常兵器
- 船舶

適用可能な免除または認可なしに、米国政府は、米国から、あるいは所在地を問わず米国人による北朝鮮への物品の輸出または再輸出を禁止している。関連 UNSCR は加盟国に対し、以下を含む範囲の物品の北朝鮮への輸出禁止を義務付けている：

- 精製石油*
（年間 50 万バレル以上）
- 原油*（年間 400 万バレル以上）
- 航空燃料
（民間旅客機が北朝鮮に飛行または北朝鮮から帰還するために必要な燃料を除く）
- ロケット燃料
- 凝縮液および天然ガス液
- 産業機械
- 全ての輸送車両
（自動車、トラック、列車、船舶、航空機、ヘリコプターを含む）
- 船舶
- 鉄、鉄鋼、およびその他の金属
- 通常兵器
- 弾道ミサイル
- 大量破壊兵器および構成部品
- 高級品

*UNSC によって設定された年次上限を下回る移転は許可されるが、(a) UNSCR 1718 (1718 委員会) に従い設立された制裁委員会に 30 日以内に報告されなければならない。(b) 北朝鮮の核または弾道 ミサイル計画あるいは他の UNSC 禁止活動に関連した個人または団体の関与があってはならない。(c) 北朝鮮国民の生計目的にのみ使用され、北朝鮮の核または弾道ミサイル計画あるいはその他の UNSC 禁止活動のための収入を生み出すこととは無関係でなければならない。これらの 3 つの条件のいずれかが満たされない場合、許可された年次上限を下回る取引であっても UNSCR 2397 に違反している。

国連加盟国が実施する UNSC 措置：

公海での行動：

- 加盟国は、船舶が禁止された特定貨物を輸送していると信ずる合理的な根拠を提供する情報を検査加盟国が保有している場合は、旗国の同意を得て船舶を検査する（任意）。
- 旗国は当該検査に協力する（任意）。
- 旗国が公海上での検査を許可することを拒否した場合、旗国は、必要とされる地元当局による検査のために、疑わしい船舶を適切で便利な港に移動するように指示する（義務）。

領海内あるいは港内での行動：

- 加盟国は、船舶が禁止品目を輸送している、または北朝鮮が関与する禁止活動に関与していると信ずる合理的な根拠がある場合、加盟国の港内のいかなる船舶でも差し押さえ、検査し、凍結（押収）する（義務）。
- 加盟国は、船舶が禁止品目を輸送している、または北朝鮮が関与する禁止活動に関与していると信ずる合理的な根拠がある場合、加盟国の領海内でその法域に属するいかなる船舶でも差し押さえ、検査し、凍結（押収）する（任意）。
- 加盟国は、北朝鮮に向かうまたは北朝鮮からの貨物で、北朝鮮あるいは個人または団体が仲介または仲立ちした貨物、または北朝鮮船籍の船舶で輸送されている貨物を検査する（義務）。

公海あるいは領海/港内での行動：

- 加盟国は、検査で発見された関連 UNSCR により供給、販売、移転、または輸出が禁止されているいかなる品目でも差し押さえかつ処分する（義務）。

登録およびその他の旗国責任：

- 旗国は、北朝鮮に関連する UNSCR に従い、関連 UNSCR により禁止されている活動に関与していた、またはかかる禁止品目を輸送していたと当該旗国が信ずる合理的な根拠があるいかなる船舶でもその登録を解除し、かつ分類サービスを禁止するとともに、北朝鮮が所有、運用、または管理するいかなる船舶でもその登録を解除し、他の加盟国または船籍登録機関により登録を解除された船舶の登録を拒否する（義務）。
- 旗国は、1718 委員会により登録解除を指定された船舶は、いかなるものでも直ちに登録を解除する（義務）。

米国政府制裁権限

本勧告の目的に関連して、米国の法律は、米国政府に対して、故意に、直接的または間接的に以下のことを行っていると判断されるいかなる者に対しても制裁措置を課すことを義務付けている：

- 北朝鮮関連行政命令（E.O.）²²または UNSCR²³下で指定されている船舶または航空機、あるいは北朝鮮関連行政命令または UNSCR 下で指定された者が所有または管理している船舶または航空機を運航または維持

²²北朝鮮関連制裁措置行政命令には、行政命令 13382、13466、13551、13570、13687、13722、および 13810 が含まれている。

²³関連 UNSCR には、1695(2006)、1718(2006)、1874(2009)、2087(2013)、2094(2013)、2270(2016)、2321(2016)、2356(2017)、2375(2017)、および 2397(2017)が含まれている。

するために、相当量の燃料または補給品を提供する、燃料補給サービスを提供する、あるいは重要な単一または複数の取引の便宜を図ること。

- 北朝鮮政府が所有または管理している船舶に保険をかける、そのような船舶を登録する、または登録の便宜を図る、あるいはそのような船舶の保険または登録を維持すること。
- 特別に UNSC から承認を得たものを除き、相当数の船舶を北朝鮮に販売または移転すること。
- 北朝鮮人が所有し、管理し、指揮し、または船員派遣する船舶を用船し、保険をかけ、登録し、登録の便宜を図り、あるいは保険または登録を維持する重大な活動に従事すること。
- UNSC が設定し、かつ米国が同意する上限を超える相当量の石炭、繊維製品、海産物、鉄、鉄鉱石、あるいは精製石油製品または原油の北朝鮮からの輸入または北朝鮮への輸出に従事すること。
- 高級品の北朝鮮からの輸入または北朝鮮への輸出または再輸出に従事すること。

米国の法律はまた、米国政府に対して、2020 年 4 月 18 日以降、北朝鮮関連行政命令、UNSCR、または対北朝鮮制裁政策強化修正法の下で北朝鮮に関する制裁措置適用の対象に指定されているいかなる者に対しても、かなりの金融サービスを故意に提供したと国務長官との協議により財務長官が判断するいかなる外国金融機関に対しても、制裁措置を課すことを義務付けている。これらの制裁措置には資産封鎖あるいは代理口座またはペイヤブルスルー口座の制限が含まれる。

とりわけ、米国政府はまた、いかなる物品、サービスまたは技術でも、北朝鮮への輸出または北朝鮮からの輸入の少なくとも重大な 1 件に従事した者とともに、運輸、採鉱、エネルギー、および金融サービスを含む特定の北朝鮮産業において活動するいかなる者でも、これを指定するために積極的に標的にする。

国連制裁権限

UNSC または 1718 委員会は、他の不正手段を通してするのを含め、北朝鮮の核関連や他の大量破壊兵器関連、および弾道ミサイル関連の計画に従事し、またはそれらに支援を提供しているいかなる個人または団体も、あるいは他の特定の UNSCR 禁止活動に従事しているいかなる個人または団体も、標的を絞った制裁措置（資産凍結および、個人の場合は旅行禁止）の対象に指定することができる。

1718 委員会はまた、船舶が関連 UNSCR により禁止されている活動に従事している、または従事してきたことを示唆する情報を同委員会が保有している場合は、その船舶を指定することができる。例として、1718 委員会は、UNSCR2321（2016 年）第 12 項で権限が与えられているように、特定の禁止活動に従事した船舶を指定ことができ、加盟国に対して以下の措置のいずれかまたは全てを講じるよう義務づけることができる。

（a）船籍取消し、（b）検査および後続措置のための指定港への移動指示、（c）全世界的入港禁止、および/または（d）資産の凍結。

さらに、公海上の船舶について、加盟国が当該船舶の貨物には関連 UNSCR により供給、販売、移転、または輸出が禁止されている品目が含まれていると信ずる合理的な根拠を提供する情報を保有しており、かつ当該船舶または旗国が非協力的であるときは、1718 委員会は様々な措置を講じることができる。当該船舶の旗国が公海上での検査に同意せず、かつ必要とされる検査のために適切かつ便利な港へ当該船舶を進めるよう指示しない場合、あるいは問題の当該船舶が、公海上での検査を許可し、または当該港へ移動するよう求める旗国による指示に従うことを拒否した場合は、1718 委員会は、UNSCR2321 の第 12 項で権限が与えられている資産凍結およびその他の措置の対象に当該船舶を指定することができる。さらに、1718 委員会が当該指定をしたときは、関連旗国は直ちにその船舶の登録を解除しなければならない。いかなる加盟国も、公海上で不正貨物を運搬していると疑われる船舶の旗国の協力が得られない場合は、当該事態、当該船舶、および当該旗国に関する詳細を含む報告書を 1718 委員会に速やかに提出しなければならず、1718 委員会はそれをそのウェブサイト上で定期的に公表する。

人の目を欺く慣行

石炭および砂利の輸出：

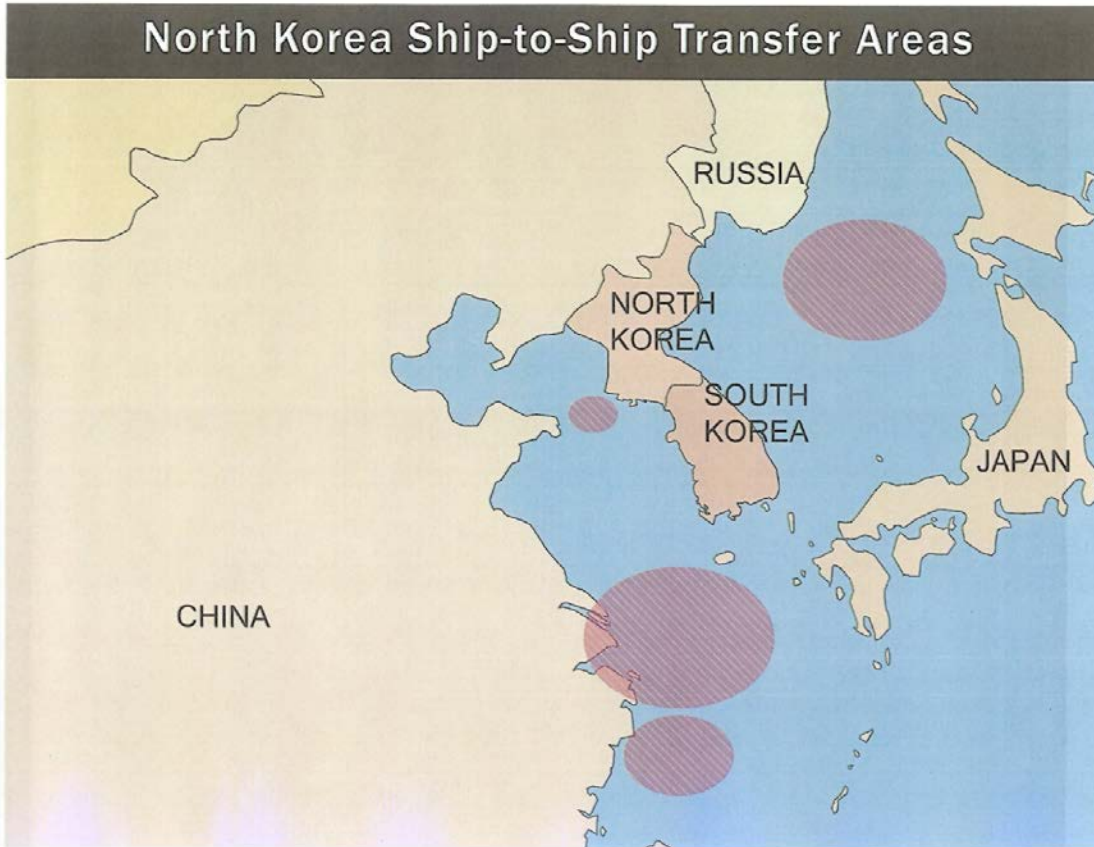
石炭：2020 年国連北朝鮮専門家パネル最終報告書（PoE 報告書）によると、北朝鮮は、主に寧波-舟山港周辺で 2019 年 1 月から 8 月までの間に 370 万メートルトンの石炭を輸出した。これらの輸出の大部分は、北朝鮮船籍の船舶から中国領海内の地元の大型荷船に瀬取りされることにより行われた。自航式荷船は中国に配達を行っているものと思われ、北朝鮮の石炭輸出の中で二番目に大きな手段になっている。これには北朝鮮から中国の杭州湾にある 3 港への直接の配達が含まれている。

砂利：少なくとも 2019 年 4 月以降、非北朝鮮自航式荷船および他の非北朝鮮船籍貨物船が、海州（黄海道）、および新昌（咸鏡南道）内または近郊で中国に輸出される砂利を積み込んでいる。

精製石油製品の輸入：

UNSCR 2397 は北朝鮮の精製石油製品の輸入を暦年間最大 50 万バレルに制限している。2019 年 1 月から 2019 年 10 月までに、北朝鮮の港は少なくとも 221 回のタンカーによる精製石油製品の配達を受け入れたが、それには北朝鮮船舶が関与する不正瀬取りから調達された少なくとも 157 回の配達が含まれている。配達が行われた時に、これらのタンカーが満載であったとしたら、北朝鮮はこれらの取引だけから 389 万バレル、UNSCR 2397 下で許容されている精製石油量の 7.5 倍以上を輸入したことになる。

北朝鮮瀬取り地域：



中古船舶の取得：

2020 年国連北朝鮮専門家パネル最終報告書によると、北朝鮮は、スクラップにして石炭および他の物品を輸送する自国の船舶団に組み入れられることになる中古船舶を取得している。

非外洋航海用荷船の使用：

2020 年国連北朝鮮専門家パネル最終報告書によると、北朝鮮は、北朝鮮から出荷される物品を中国に不正に輸送するために、AIS 信号を送信しない非外洋航海用荷船を時々利用している。これらの荷船は公海上で操業するには安全でない可能性がある。

既知の制裁回避テクニックの更なる詳細および説明については、「海事産業、エネルギーおよび金属セクター、ならびに関係者への制裁勧告」、海事産業において制裁回避に対抗するための好ましいデューデリジェンス慣行のための「附属書 A：海事産業における制裁コンプライアンスの取組みを支援するための追加のガイダンスおよび情報」、および制裁コンプライアンスに関する好ましい全体的慣行を業界に提供する OFAC から出されている文書「[OFAC コンプライアンス・コミットメントの枠組み](#)」を参照するのが望ましい。

イラン

本セクションは、人物が米国政府の制裁対象となり得る根拠の包括的ではないリストを含む、海事産業に関連するイラン関連の米国制裁についての情報を提供する。全世界が対象となる本海事勧告の中にある他の文書と併せて、本附属書は、2019年9月4日に米国財務省の外国資産管理局（OFAC）が公表したイラン関連海運勧告を更新および拡大するものである。本情報は本勧告の日付現在最新のものであるが、当事者は、イラン関連制裁プログラムについての包括的情報に関してOFACのウェブサイトを定期的にチェックすべきである²⁴。後日、OFACは過去の海運勧告に掲載された船舶リストに関連するものを含め、本勧告の更なる更新を公表する場合がある。OFACは、特定国籍業者および人物リスト(SDNリスト)上に、包括的、統括的、および検索可能な制裁対象人物のリストとともに、ブロックされた資産として特定されている船舶のリストも維持している²⁵。

米国のイラン関連禁止活動

OFACは、イラン取引及び制裁規則、C.F.R.31巻560章(ITSR)で規定されているように、イランに対する包括的制裁措置および政府のブロッキングプログラムを管理し執行する。ITSRは、OFACにより承認され、または法令により免除されている場合を除き、イランまたはイラン政府が関与する米国人あるいは米国所有または管理の外国団体による、または米国内における、ほとんどの直接的および間接的取引を禁止している。さらに、ITSRは、米国内にある、今後米国内にもたらされる、あるいは現在または今後いかなる米国人でも所有又は管理する、ITSRの560.304条項で定義されているイラン政府が所有または管理するすべての団体を含めイラン政府が所有または管理する、財産および財産への利権をブロックする。さらに、適用可能な免除またはOFACの承認なしに、外国の金融機関を含む外国人は、イランの金融機関またはイランに所在する他の人物のためにまたはそれらに代わっての米国の代理口座を通しての取引、あるいはこれらのサービスの恩恵がイランで受けられる取引を含め、これらの禁止に違反して米国へのまたは米国を介する取引を処理することが禁止されている。

米国政府制裁権限

さらに、外国の金融機関を含めた非米国人は、制裁対象に指定されていないイランの預貯金取扱金融機関を除き、SDLリストに掲載されている国営イラン石油会社（NIOC）、国営イランタンカー会社（NITC）、およびイランイスラム共和国船舶会社（IRISL）等のイラン人のために、相当量の取引に故意に便宜を図ること、ま

²⁴OFAC、「北朝鮮制裁」、<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/pages/nkorea.aspx>。

²⁵OFAC、「特定国籍業者および制裁対象人物リスト（SDNリスト）」、<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/sdn-list/pages/default.aspx>。

たはそれらへ特定の重大な支援を故意に提供することに対して米国制裁措置の対象となるリスクがある²⁶。これらの権限は通常、(i) 食料、医薬品、医療機器、および農産物製品のイランへの輸出に対する例外規定、および(ii) アフガニスタン向けの復興援助および経済開発に対する例外規定を含む特定の免除および例外を条件としている。例外または免除が適用される場合でも、イランの国際テロへの支援に関連して指定を受けているイランのイスラム革命防衛隊(IRGC)や他の人物、あるいはイランの大量破壊兵器拡散兵器またはその運搬手段が関与する特定の取引は、米国制裁措置の対象となり得る。

石油、石油製品、および石油化学製品：

2018年11月5日以降、免除または例外が適用される場合を除き、イランからの石油、石油製品(例、航空ガソリン、自動車ガソリン、留出燃料油)、または石油化学製品の購入、取得、販売、輸送、またはマーケティングのために相当量の取引に故意に従事する者、およびイラン原油を輸送する船舶と関係がある特定人物は、イランに関連する米国制裁権限の下に制裁措置を課せられるリスクを負う²⁷。石油、石油製品、および石油化学製品の定義に関する詳しい情報については、行政命令13846の第16章を参照のこと。

金属およびその他イラン経済の特定セクター：

イランの鉄、鉄鋼、アルミニウム、または銅セクターで操業する者、またはそれらのセクターに関連して使用される相当量の物品またはサービスのイランへの販売、供給、または移転のための重要な取引、あるいは鉄、鉄鋼、アルミニウム、または銅のイランからの購入、取得、販売、または輸送、あるいはマーケティングのための重要な取引に故意に従事する人物は、免除または例外が適用される場合を除き、行政命令13871に基づき制裁措置を課せられるリスクを負う。同様に、貴金属または石炭、黒鉛、またはアルミニウムや鉄鋼等の特定の未加工または半加工金属を含む特定材料を、イラン向けまたはイランから直接的または間接的に、故意に販売、供給、または移転する者は、かかる金属や材料が特定の最終使用または最終使用者に提供される場合は、制裁措置を課せられるリスクを負う²⁸。さらに、イラン経済の建設、採鉱、製造、および繊維セクターで操業する者、あるいはそれらのセクターに関連して使用される相当量の物品またはサービスのイランへのまたはイランからの販売、供給、または移転のための重要な取引に故意に従事する者は、免除または例外が適用される場合を除き、行政命令13902に基づき制裁措置を課せられるリスクを負う。

²⁶イラン自由および拡散対抗法(IFCA)1244(c)条および1247(a)条、包括的イラン制裁・責任・剥奪法(CISADA)104条、行政命令13846 1条および2条参照。

²⁷行政命令13846 第2条および第3条、イラン制裁法(ISA)第5(a)(7)および(7)条参照。

²⁸例、IFCA 第1245条参照。

海事産業は、これら新しい権限の範囲に関する追加ガイダンスについては、イランセクター及び人権侵害制裁規則、C.F.R.31 巻 562 章とともに、イランの鉄、鉄鋼、アルミニウム、銅、建設、採鉱、製造、および繊維セクターに関連する OFAC のウェブサイト上のガイダンスを参照することを勧める。心に留めおくものとして、行政命令 13871 の中で説明されている活動を徐々に終わらせる期間は 2019 年 8 月 6 日に期限切れとなり、行政命令 13902 の中で説明されている活動を徐々に終わらせる期間は 2020 年 4 月 9 日に期限切れとなっている。特定の徐々に終わらせる期間内に終わらせることができない場合、これらのセクターに関連する制裁対象となりうる既存のいかなる取引も、適用可能な免除または例外の対象でない限り、制裁対象になる結果をもたらし得る。

船舶へのサービス：

SDN リストに掲載されているイラン人のために、イラン船舶またはイランから石油または石油製品を含む貨物を輸送する非イラン船舶に、特定の燃料補給サービスを故意に提供する者は、適用可能な免除または例外が適用されなければ、制裁措置を課せられるリスクを負う。さらに、IRISL、NIOC、NITC を含む SDN リストに掲載されているイラン人、あるいは米国の特定の対イラン制裁が課せられたイランのエネルギー、海運、または造船セクターでのいかなる活動にも関連する、またはそれらセクターの利益のためになる者に対して、またはその者のために保険引受業務サービスまたは保険または再保険を故意に提供する場合は、制裁措置を課せられるリスクを負う²⁹。追加ガイダンスについては、OFAC のウェブサイトのよくある質問を参照するのが望ましい。

人の目を欺く海運慣行

国際社会がイラン政権への圧力を高める中で、石油海運産業に関係する者の中には、イランの取引に便宜を図るために人の目を欺く慣行を展開し続けている者がいる。財務省指定により証拠づけられており、かつ世界中のパートナーにより講じられている措置が示すように、イランの IRGC-QF 等の行為者は、石油輸送の出荷地、目的地、および受取人を曖昧にすることによって米国制裁を回避しようとしている。かかる人の目を欺く戦術を使用することはイランまたはイランの石油産業に限られたことではないことに注意すべきである。

既知の制裁回避テクニックの説明については、「海事産業、エネルギーおよび金属セクター、ならびに関係者への制裁勧告」の本文、海運業界での制裁回避に対抗するための潜在的デューデリジェンス慣行のための「附属書 A：海事産業における制裁コンプライアンスの取組みを援助するための追加のガイダンスおよび情報」、および制裁コンプライアンスに関する好ましい総合的慣行を業界に提供する OFAC から提供されている文書「[OFAC コンプライアンス・コミットメントの枠組み](#)」を参照するのが望ましい。

²⁹ 例、IFCA 第 1246 条参照。

シリア

本セクションは、人物が米国政府の制裁対象となり得る根拠の包括的ではないリストを含む、海事産業に関連するシリア関連の米国制裁についての情報を提供する。全世界が対象となる本海事勧告の中にある他の文書と併せて、本附属書は、2018年11月20日および2019年3月25日に米国財務省の外国資産管理局（OFAC）が公表したシリア関連海運勧告を更新および拡大するものである。本情報は本勧告の日付現在最新のものであるが、当事者は、シリア関連制裁プログラムについての包括的情報に関してOFACのウェブサイトを定期的にチェックすべきである。後日、OFACは過去の海運勧告に掲載された船舶リストに関連するものを含めて、本勧告の更なる更新を公表する可能性がある。OFACは、特定国籍業者および人物リスト(SDNリスト)上に、包括的、統括的、および検索可能な制裁対象人物のリストとともに、ブロックされた資産として特定されている船舶のリストも維持している。

米国のシリア関連禁止行為

米国は、シリア政府、またはシリア制裁規則、C.F.R.第31巻542章下で制裁措置が課せられている他の団体が直接的または間接的に関与する米国人による、または米国内における取引を、全般的に禁止している。シリア政府という用語には以下が含まれる。(a)シリアアラブ共和国の国家および政府とともに、シリア中央銀行を含むすべての下級行政機関、政府機関、または部局、(b)シリア政府が50パーセント以上の出資率または支配権を保有するすべての企業、パートナーシップ、協会、または他の団体を含め、前述のものが直接的または間接的に所有または管理するすべての団体および政府がその他の方法で管理するすべての団体、(c)前述のいずれかのために、またはそれに代わり、直接的または間接的に行動しているか行動してきた、または行動すると言われている全ての者、および(d)OFACが(a)から(c)までに含まれると判断したその他全ての者。

米国はまた、行政命令 13582 に基づき、米国人によるシリア原産の石油または石油製品の米国への輸入、およびシリア原産の石油または石油製品を扱うまたはそれに関連するすべての取引あるいはそれに便宜を図るすべてを禁止している。

さらに、米国は、シリアの複雑かつ流動的な環境のため、テロおよびイランまたはロシア関連の不正活動に関連する人物を含め、他の不正行為者が海事セクターで活動していることを理解している³⁰。

制裁リスクおよび米国政府のシリア関連制裁権限

米国法は、シリア政府に重要な金融、材料、または技術支援を故意に提供してきたと判断される外国人、またはシリア政府と重要な取引に故意に従事してきたと判断される外国人、あるいはシリア政府の天然ガス、石油、または石油製品の国内生産の維持または拡大を著しく促進する相当量の物品、サービス、技術、情報、または他の支援を故意に販売または提供してきた外国人に対する強制的制裁を規定している。これには、シリア政府または米国指定のシリア石油輸送会社またはバニヤス製油所等のシリア政府所有の団体に、石油輸送の配達または資金供与を行う団体または個人が含まれる。

人の目を欺く海運慣行

米国は、シリア政府、バシヤール・アル＝アサド政権、およびそれらを支援し続ける者に、それらによるシリア民間人への残虐および殺戮行為について説明責任を問うことにコミットしている。この目的を達成するために、サプライチェーンや石油関連海運は海事産業にある人たちに対して相当な制裁リスクをもたらす。イランやロシア等の国々はシリア政府に石油および他の物品を提供することに関与してきた。この活動に関連して、2019年9月に、OFACは、シリアのバニヤスで活動しているロシア軍部隊のためにジェット燃料を販売および配達する便宜を図っていることについて、マリタイム・アシスタンス LLC および3人の個人に制裁を課した。それとは別に、2018年11月にOFACは、シリアのためにイラン石油を調達するスキームに関与しているイランおよびロシアの民間および公共セクターの団体に制裁を課した。このスキームでは、支払い相殺取決めが使われ、その中でイラン石油のシリアへの販売または輸送によりヒズボラ、ハマス、および IRGC-QF を含むイランのテロ代理集団に数億ドルが提供された。

既知の制裁回避テクニックの追加の詳細および説明については、「海事産業、エネルギーおよび金属セクター、ならびに関係者への制裁勧告」の本文、海運業界での制裁回避に対抗するための好ましいデューデリジエン慣

³⁰テロ対策、イラン、またはロシアに関連する OFAC 禁止についての追加詳細は、<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx> 参照。

行のための「附属書 A：海事産業における制裁コンプライアンスの取組みを援助するための追加のガイダンスおよび情報」、および制裁コンプライアンスに関する好ましい総合的慣行を業界に提供する OFAC から提供されている文書「[OFAC コンプライアンス・コミットメントの枠組み](#)」を参照するのが望ましい。